

議案第6号

幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
の一部を改正する条例

幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（休団）

第4条の2 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 団員が休団しようとするときは、あらかじめ団長にあつては市長、その他の団員にあつては団長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定は、休団中の団員が復帰しようとする場合について準用する。

4 休団中の団員が復帰しようとしたときの階級は、休団した日に当該団員が属していた階級とする。

5 休団期間中は、第12条の報酬及び第13条の費用弁償は不支給とする。

6 休団期間は、幸手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第40号）第4条に規定する勤務年数に算入しない。

7 休団期間中であつても、大規模災害への出動は本人の同意を得て可能とする。

第5条第2項第1号中「前条第2号を除く各号」を「第4条第2号を除く同条各号」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員には、次に掲げる報酬を支給する。

(1) 年額報酬

ア 団長 140,000円

イ 副団長 110,000円

ウ 分団長 80,000円

エ 副分団長 75,000円

オ 部長 70,000円

カ 班長 65,000円

キ 団員 60,000円

(2) 出動報酬

ア 災害出動 1日につき8,000円

イ 訓練・訓練指導（訓練等を伴う研修及び訓練としての性質を持つ式典等を含む。） 1日につき4,000円

ウ 警戒出動 1日につき4,000円

エ 警備・交通整理・会場整理等 1日につき4,000円

オ 会議・研修 1日につき2,000円

カ 式典等 1日につき2,000円

キ その他団長の招集命令による職務に従事した場合 一日につき2,000円

2 前項第1号の規定にかかわらず、勤務成績が特に不良であつた消防団員には、これを減額し、又は支給しないことができる。

（費用弁償）

第13条 団員が公務のため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和38年条例第9号)の規定により、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償については、市長等以外の者に支給する旅費相当額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

消防団員の処遇改善を図るため、新たに出動報酬を創設するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。